

一般社団法人日本臨床発達心理士会 賛助会員規程

(総則)

第1条 一般社団法人日本臨床心理士会定款第7条3に基づき、この規程を定める。

(入会基準)

第2条 賛助会員は、一般社団法人日本臨床発達心理士会（以下、本会）を賛助しようとする団体であつて、理事会の承認を得たものとする。

2 賛助会員になることを希望する者は、日本臨床発達心理士会ホームページを通じて入会手続きを行い、その可否は理事会の決定を経て事務局から通知される。

3 入会は年度を基準にして行われ、年度途中の入会申し込みについては当年度初めからの入会として取り扱われる。

(賛助内容)

第3条 賛助会員は、以下の任意の項目によって賛助を行う。

- 一 賛助金を定期的に納入する。賛助金は年額一口 5,000 円とし、任意の口数を納入する。
- 二 本会に対して賛助する目的で情報を提供する。

(参加)

第4条 本会の事業の内、以下のことができる。

- 一 「臨床発達心理実践研究」や全国大会プログラムなど、会員に配布される発行物について各1部の配布を受ける。
- 二 全国大会に参加することができる。ただし、「実践研究発表」として発表することはできない。団体からの参加者は、事前に登録した3名を上限とする。参加費は正会員に準ずる。
- 三 賛助会員である団体の希望により、本会ホームページから当該賛助会員のホームページにリンクできるものとする。
- 四 理事会が認めた場合、上記以外の活動ができることがある。

(退会・除名)

第5条 賛助会員の退会は、本会事務局に退会の旨を連絡することによってなされる。

2 退会は年度を基準とし、年度途中の退会であっても当該年度末までは賛助会員としての本会に参加する。

3 賛助会員が本会諸規程および倫理綱領に反したことを行った場合、除名されることがある。

(改正)

第6条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1. 本規程は、2023年2月1日より施行する。
2. 本規程の改正は、2023年6月25日より施行する。